

敦 井 奨 学 会
奨学金貸与・給付規程



公益財団法人

敦 井 奨 学 会

敦井奨学会 奨学金貸与・給付規程

第一章 総 則

(奨学生の資格)

第一条 本会が学資を貸与並びに給付（以下「貸与等」という）する者は、新潟県出身の子弟にして学力優秀心身健全な次の者であつて、学資の支弁が困難と認められるものでなければならぬ。

- (1) 新潟県内に所在する職業学科を設置する高等学校における職業学科または高等専門学校（以下「高校」または「高専」という）に在学する者
- (2) 高校または高専を卒業し、大学（別科を除く、以下同じ）に在学する者
- 2 本会から学資の貸与等を受ける者を奨学生と称し、貸与等をする学資を奨学金と称する。

(奨学金の貸与額および期間)

第二条 奨学金として貸与する額は月額五万円以内とし、その年度の月額は理事長が決定する。

2 貸与期間は、貸与を開始したときから、奨学生が現に在学する高校、高専または大学の正規の修学期間を終了するまでの最短期間とする。

(奨学金の給付額および時期)

第三条 奨学金として給付する一人あたりの額は、高校または高専に在学する奨学生（以下「高校・高専生」という）に対し十万円以内、大学に在学する奨学生（以下「大学生」という）に対し二十万円以内とし、その年度の額および時期は理事長が決定する。

第二章 奨学生の採用と奨学金の交付

(高校または高専の願出の手続き)

第四条 高校または高専の奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書に次の書類を添えて、現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という）を経て提出するものとする。

- (1) 住民票（世帯全員分）および家族状況調書
- (2) 中学校第三学年または高校・高専の前学年の学業成績証明書および医師の健康診断書
- (3) 中学校長または在学学校長の推薦書

(4) 写真（無帽半身・名刺型）

2 前項の連帯保証人は、その保護者（親権を行う者または後見人という）でなければならぬ。

3 第一項の願出の期日は、毎年度理事長が決定する。

(大学の願出の手続き)

第五条 大学の奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書に次の書類を添えて、本会に提出するものとする。

- (1) 履歴書（自筆のもの）
- (2) 住民票（世帯全員分）および家族状況調書
- (3) 高校・高専の最終学年または大学の前学年の学業成績証明書および医師の健康診断書
- (4) 高校・高専の学校長または在学学校長の推薦書
- (5) 写真（無帽半身・名刺型）

2 前項の連帯保証人は父母兄弟またはこれに代わる者とする。

3 第一項の願出の期日は、毎年度理事長が決定する。

(奨学生の採用)

第六条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、本人に通知する。ただし、高校・高専生の採用は在学学校長を経て本人に通知する。

2 奨学生選考委員会において、選考対象者に特別の利害関係を有する委員は、その審議に加わることができない。

(誓約書の提出)

第七条 奨学生は、採用決定通知書を受理した日から二十日以内に、二名の連帯保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、一名はその保護者またはこれに代わる者とし、他の一名は独立の生計を営むものであつて本人といつても連絡のできる者でなければならない。

(奨学金の交付)

第八条 奨学金は毎月一カ月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは二カ月分以上を合わせて交付することがある。

(奨学金領収証の提出)

第九条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を提出しなければならない。

(学業成績の報告と奨学金継続願の提出)

第十条 奨学生は毎学年度初めには、前年度の学業成績証明書を添えて、奨学金継続願を提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第十一条 奨学生は次の各号の一に該当するときは、連帯保証人と連署の上直ちに届け出なければならない。

- (1) 長期欠席、休学、復学、転学、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(転学または退学による奨学金の取扱)

第十二条 奨学生が転学または退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

(奨学金の休止、停止および貸与期間の短縮)

第十三条 奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止しまたは奨学金の貸与期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第十四条 前条の規定により、奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んだ後願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし休止または停止されたときから二年を経過したときは、この限りではない。

(奨学金の廃止)

第十五条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがないとき
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 奨学生としての責務を怠り奨学生として適格でないとき

(5) 在学高校、高専または大学で処分を受け学籍を失ったとき

(6) その他第一条第一項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第十六条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書と奨学金返還予定書の提出)

第十七条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、二名の連帯保証人が連署した奨学金借用証書に、この規程に定める基準に拠った奨学金返還予定書を添えて、直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業しまたは奨学金貸与期間が満了したとき
 - (2) 退学したとき
 - (3) 奨学金の交付を廃止されたとき
 - (4) 奨学金を辞退したとき
- 2 前項の予定書が承認されたときは、これに基づいて返還しなければならない。
- 3 第一項の連帯保証人は、一名はその保護者またはこれに代わる者とし、他の一名は独立の生計を営む者であっていつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

(奨学金の無利息)

第十八条 奨学金には利息をつけない。

第三章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第十九条 奨学生が第十七条第一項各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して一カ年を経過した後十二年以内に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は年賦または半年賦の方法によらなければならない。

3 前項の割賦の金額は、次を下回ってはならない。

(1) 高校・高専生であった者 二万五千円(年額)

(2) 大学生であった者 五万円(年額)

4 奨学生または奨学生であった者が、第二十一条に規定する届け出を怠ったとき、または奨学生であった者が奨学金の返還をいちじるしく怠ったとき、その他特に必要があるときは前二項と異なる返還方法を指示することができる。

5 奨学金はいつでも繰り上げ返還することができる。

(奨学生であった者の届出)

- 第二十条 奨学生が第十七条第一項各号の一に該当するときは、六カ月以内にその住所および職業を届け出なければならぬ。
- 2 大学生が大学院に進学したときは、在学証明書を添えて直ちに届け出なければならぬ。
- 3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならぬ。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときまたは氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならぬ。

(奨学金の返還猶予)

- 第二十一条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。
- (1) 失業のため収入がないとき
 - (2) 災害または傷い疾病によって返還が困難となったとき
 - (3) 大学または大学院に在学するとき
 - (4) その他真にやむをえない事由によって返還がいちじるしく困難となったとき
- 2 返還猶予の期間は一年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて一年ずつ延長することができる。

(返還猶予の願出)

- 第二十二条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じて、それぞれこれを証明することができる書類を添付し、二名の連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
- 2 奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人に通知する。

(延滞金)

- 第二十三条 奨学生であった者が正当な事由なくして奨学金の返還を怠ったときは、延滞金を徴収するものとする。
- 2 前項の延滞金は延滞している割賦金の額に対し、年(三六五日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて算出された金額とすることがある。

(死亡の届出)

- 第二十四条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第四章 奨学金の返還免除

(奨学金返還免除)

- 第二十五条 奨学生または奨学生であった者が死亡したまたは精神もしくは身体の機能に高度の障害に因り労働能力を喪失し、または労働力に著しい制限があり、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願出)

- 第二十六条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除額を提出しなければならない。
- (1) 死亡による場合は戸籍抄本、精神または、身体の機能の著しき障害によるときはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
 - (2) 返還不能の事情を証する書類

(返還免除願出の期限)

- 第二十七条 前条による奨学金返還免除額は、返還不能の事由が発生したときは遅滞なく提出しなければならない。

(返還免除の決定)

- 第二十八条 第二十五条から前条までの規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第五章 補則

- 第二十九条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、二〇一九年四月一日から適用する。